

令和元年度
第10回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和2年1月24日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和元年度第10回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和2年1月17日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和2年1月17日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和2年1月24日 13時00分			議長	山本 範夫
	閉会	令和2年1月24日 13時30分			議長	山本 範夫
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 18名 欠席 0名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	三浦 美恵子	○	11	藤村 勇三	○
	2	日戸 重雄	○	12	立柳 優	○
	3	小山田 和義	○	13	高橋 由則	○
	4	高橋 正志	○	14	古川 美枝子	○
	5	國司 功	○	15	藤原 純子	○
	6	大森 直子	○	16	松村 勝彦	○
	7	熊澤 威人	○	17	竹田 和夫	○
	8			18	石羽根 正志	○
	9	菊田 健生	○	19	山本 範夫	○
10	中村 一彦	○				

議事録署名委員	議席番号 18番	石羽根 正志	議席番号 1番	三浦 美恵子
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事務局 長	遠 藤 竹 弥		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農地調整係長	根 守 緑		
	農地調整係主事	古 川 忠 彦		
	農地調整係主事	高 橋 彩 斗		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時00分）

事務局（遠藤事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

ご着席願います。

（全員着席）

本日の委員の出欠について報告をいたします。本日の欠席の委員はございません。全員出席で
ございます。以上で報告を終わります。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくをお願いいたします。

議長（山本会長）

ただ今から、令和元年度八幡平市農業委員会第10回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、18名中18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立
いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（山本会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りいたします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任す
ることにはしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、18番 石羽根正志 会長職務代理者 と1番
三浦美恵子 委員を指名します。

3 会期の決定

議長（山本会長）

次に、令和元年度八幡平市農業委員会第10回総会の会期についてお諮りいたします。

第10回総会の会期は令和2年1月24日、1日間とすることにしたいと思っております。ご異議ござ
いませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって、令和元年度第10回総会の会期は、令和2年1月24日の1日間
とすることに決定いたしました。

4 報告

議長（山本会長）

次に、事務局から第10回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

それでは令和元年度第10回運営委員会報告を致します。総会資料の3ページをお開きください。始めに、報告及び連絡となります。次第のとおり2項目の報告及び連絡を行いました。概要説明をいたします。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和2年1月以降の主な会議行事等日程についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。関係する質疑内容と回答内容を記載しております。

2項目め。荒廃農地調査の経過報告についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。改めまして、本日の第3回委員合同会議の報告・連絡事項で事務局より報告を行う事としております。

続きまして、4協議事項となります。

3項目の協議を行いました。協議事項の概要説明をいたします。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間等についてとなります。協議を行った結果、2月10日（月）午前9時30分に決定となりました。

2項目め。令和元年度第10回総会についてとなります。本日の第10回総会の運営について協議を行い午後1時00分からの開催と決定され、農業委員の皆様にご通知をいたしましたところ。

続きまして、総会資料6ページの左上となります。

3項目め。令和2年度下限面積（別段面積）についてとなります。令和2年度の設定について協議を行い記載とおりの案が決定をされましたが、改めまして、本日の第10回農業委員会協議事項で農業委員の皆様よりご協議をいただく事としております。また、市に対する「わたしの提言」で農業委員会に関わる提言があったことを報告し提案者への回答の内容について説明を行いました。同じく協議事項の中で事務局より説明を行う事としております。

続きまして、5情報提供等となります。概要説明とさせていただきます。

事務局から2件の事務連絡と1件の協議を行いました。「人・農地プラン」説明会の開催日時・場所について協議を行い、総会等の開催通知と併せて農業委員の皆様にご通知をいたしましたところ。そのほかの内容については、後ほどご一読をお願いいたします。

以上、令和元年度第10回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告をします。令和2年1月24日運営委員長 会長 山本範夫、以上となります。

議長（山本会長）

ただ今の「第10回運営委員会会議報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。

事務局（根守農地調整係長）

それでは、会議資料の8ページをご覧ください。

令和元年12月25日から令和2年1月23日までの業務報告をさせていただきます。

1) から4) までは各種処理を行った件数になっておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

次に、5) の総会案件に係る現地調査でございます。現地調査の調査日は1月15日の水曜日でございます。9件の現地調査を行いました。当日の調査委員は、13番委員 高橋由則 委員、14番委員 古川美枝子 委員、16番委員 松村勝彦 委員の3名でございます。また、事務局からは古川主事と高橋主事の2名が随行しております。

後ほど議題とされます現地調査の参加人数、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。それでは、業務報告は以上となります。

議長（山本会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ち、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問等がある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。

また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

5 議事

議長（山本会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は7件となっております。

申請番号1、大更第25地割189-2、畑、285㎡を含む8筆7,282㎡です。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地は今まで世帯で水稻を作付していた農地です。権利設定後は、水稻と野菜を作付予定とのことです。

申請番号2、松尾第4地割136、畑、7,705㎡を含む8筆15,049㎡です。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地は今まで世帯で水稻を作付していた農地です。権利設定後も同様に作付予定とのことです。

申請番号3、大更第15地割45、田、329㎡を含む2筆2,197㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が自己保全管理をしていた農地です。権利取得後は野菜を作付予定とのことです。

申請番号4、赤子平77、田、1,592㎡を含む2筆3,961㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号5、松尾寄木第11地割576-6、畑、434㎡を含む2筆993㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号6、大更第16地割187-1、田、963㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人がりんどうを作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号7、兄川20-1、畑、901㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が果樹を作付していた農地です。権利取得後は、果樹と野菜を作付予定とのことです。

申請地の明細については、次の4ページの申請筆別明細をご覧ください。併せて、関係資料の1ページから2ページに申請項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号16番 松村勝彦 委員にお願いします。

16番（松村委員）

はい、それでは、現地調査の報告をさせていただきます。

申請番号1番ですが、位置は、JR大更駅から北東へ約350m以内に点在しております。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地はこれまで、世帯で水稻を作付をしていた農地で、権利取得後も水稻・野菜を作付する予定とのことです。

申請番号2番ですが、位置は、JR松尾八幡平駅を中心に約1.8km以内に点在しております。経営移譲年金に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地はこれまで、世帯で水稻を作付していた農地で、権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号3番ですが、位置は、大更小学校から南東に約1.2kmの地点です。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、譲渡人が自己保全管理をしていた農地です。取得後は野菜の作付を予定しているとのことです。

申請番号4番ですが、位置は、安代総合支所から北東に約1.7kmの地点です。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、譲受人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号5番ですが、位置は、柏台小学校から東に約2.1kmの地点です。贈与による所有権移転です。申請地はこれまで、譲受人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号6番ですが、位置は、大更小学校から南へ約1.5kmの地点です。贈与による所有権移転です。申請地はこれまで、譲受人がりんどうを作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号7番ですが、位置は、JR兄畑駅から南に約3.5kmの地点です。贈与による所有権移転です。申請地はこれまで、譲受人が果樹を作付していた農地です。権利取得後は、果樹と野菜を作付予定とのことです。

いずれの農地も周辺農地と同様に作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、「許可相当」と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第2号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。

事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の6ページをお開きください。今月の申請は1件となっております。関係資料の3ページにあります申請一覧表につきましても、併せてご確認お願いいたします。

申請番号1平館第25地割209-6、畑、542㎡を含む3筆3,649㎡でございます。現況は、木が生い茂り山林化しておりました。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号16番 松村勝彦 委員にお願いします。

16番（松村委員）

16番の松村です。

申請番号1番の件ですが、位置は、平館高等学校から南へ約500mから600mの地点です。現況は、木が生い茂り山林化しておりました。申請地は立地条件が悪く、トラクター等が入れる平成5年頃、農地法の手続きが必要なことを知らず植林してしまったとのことでした。申請農地は、非農地化され20年以上経過し農地へ復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから「許可相当」と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第2号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第3号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第3号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

8ページをご覧ください。今月の申請は9件となっております。

初めに、賃貸借権の設定です。

申請番号1、平館第14地割109、田、688㎡を含む7筆5,421㎡です。

申請番号2、小柳田438、田、1,148㎡です。

次に、使用貸借権の設定です。

申請番号3、大更第40地割313、田、1,567㎡です。

申請番号4、大更第40地割153-2、田、2,370㎡を含む2筆5,236㎡です。

次に、売買による所有権の移転です。

申請番号5、松尾寄木第9地割281、田、913㎡を含む7筆7,788㎡です。

申請番号6、野駄第22地割293、田、1,035㎡を含む13筆10,763㎡です。

次に、中間管理事業へ賃貸借権の設定です。

申請番号7、野駄第9地割212、田、995㎡を含む16筆10,498㎡です。

最後に、中間管理事業へ使用貸借権の設定です。

申請番号8、平館第19地割84、田、982㎡を含む10筆10,912㎡です。

申請番号9、平館第29地割25-1、田、1,106㎡を含む4筆3,041㎡です。

申請地の明細については、次の10ページから11ページの申請筆別明細をご覧ください。

今回の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第31条及び八幡平市農業委員会会議規則第18条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、申請番号3番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号2番 日戸重雄 委員の退席を求めます。

（2番 日戸重雄 委員 退席確認）

議長（山本会長）

これより、申請番号3番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号3番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（山本会長）

よって、申請番号3番の案件については、原案のとおり決定いたしました。

ここで、議席番号2番 日戸重雄 委員の着席を求めます。

(2番 日戸重雄 委員 着席確認)

議長（山本会長）

これより、申請番号3番を除く議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号3番を除く議案第3号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（山本会長）

よって、申請番号3番を除く議案第3号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のと

おり決定いたしました。

○議案第4号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案について』

議長（山本会長）

次に、議案第4号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の14ページをご覧ください。八幡平市長より農用地利用配分計画案の策定について、意見を求められた案件は2件です。なお計画案の農地については、今回の総会において、農業経営基盤強化促進法により中間管理機構へ利用集積された農地です。

申請番号1 野駄第9地割212、田、995㎡を含む16筆10,498㎡です。

申請番号2 平館第19地割84、田、982㎡を含む14筆13,953㎡です。

今回の計画案につきましても、各地区の「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体へ配分するものであり、配分される者の経営状況についても、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより、質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第4号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（13時30分）

議長（山本会長）

本件をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和元年度第10回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。
ご協力ありがとうございました。

事務局（遠藤事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年2月25日

会 長 _____

18 番 委 員 _____

1 番 委 員 _____

令和元年度

第 10 回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和 2 年 1 月 24 日（金）午後 1 時 00 分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

1 開 会

2 議事録署名人の選任

3 会期の決定

4 報 告

（1）第 10 回運営委員会報告

（2）農地法等に関する業務報告

5 議 事

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について

議案第 2 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について

議 案 第 4 号
農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について

6 閉 会